

## 平成 28 年 第 1 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 28 年第 1 回東彼杵町議会臨時会は、平成 28 年 2 月 25 日日本町役場議場に召集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎君
11 番 後城 一雄 君	

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 加瀬川哲文 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 欠 席	健康ほけん課長 欠 席
農林水産課長 岡田 半二郎 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	
総 務 係 長 村田 俊輔 君	防災交通係長 工藤 政昭 君

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記
----------------	-----

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 2 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 5 議案第 3 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 6 議案第 4 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7 議案第 5 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について

(平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

- 日程第 9 報告第 2 号 専決処分の報告について  
(平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額  
の変更について)
- 日程第 10 報告第 3 号 専決処分の報告について  
(彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更に伴う請負金額の変  
更について)

## 開 会（午前 9 時 30 分）

### ○議長（後城一雄君）

只今の出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始めます前に、お知らせをいたします。森総務課長と構健康ほけん課長が病気療養のため欠席をしております。総務課長の代わりに村田総務係長、工藤防災交通係長が出席をいたしております。よろしくお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番議員、岡田伊一郎君、4 番議員、前田修一君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定について

### ○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定をいたしました。

### 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

#### （東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

### ○議長（後城一雄君）

日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 1 号でございます。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。専決処分の理由といたしましては、平成 28 年度与党税制改正大綱が平成 27 年の 12 月 16 日に決定をいたしまして、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きと併せて提出をされ、又は申告等の後に関連されて提出されると考えられる一定の書類につきまして、納税義務者、特別徴収義務者の個人番号の記載を要しないとする個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されております。そのため、平成 27 年 12 月 18 日付けで総務省自治税務局各課長連名により、地方税分

野における個人番号、法人番号の利用についての改正が通知をされたのに伴いまして、平成 27 年 12 月 31 日までに東彼杵町税条例等の一部を改正する条例を一部改正し施行させる必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものでございます。

改正の内容は、町民税の減免申請書あるいは特別土地保有税の減免申請書に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を再び記載しない改正でございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上よろしく申し上げます。税務課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり税務課長。

**○税務課長（三根貞彦君）**

町税条例には、51 条に町民税、71 条に固定資産税、89 条に軽自動車税、139 条の 3 に特別土地保有税に係ります減免申請に関する規定がございまして、昨年の 3 月の条例改正で個人番号及び法人番号共に記載するよう改正を行ってございましたけれども、先程町長からもありましたように与党の税制調査会におきまして、昨年 12 月 16 日でしたか再び記載を一回申請等をした場合に記載しなくて良いだろうというふうなことが出まして、国から通知が発せられましたので、今回、番号法の施行が今年の 1 月 1 日でしたので、専決処分をさせていただいたということでございます。

なお、改正した条文は昨年 3 月に税条例等の一部改正を出したんですけれども、それをまた 12 月にその条例等の一部を改正する条例を出しております。今回その 12 月の税条例等の一部を改正する条例の一部改正をして今回の条例改正をしております。

新旧対照表を見ていただければわかりますように、2 ページになりますけれども、51 条に町民税の減免についてでございますけれども、ここにありますように個人番号を削っております。それと 139 条の 3 でございますけれども、ここも個人番号を削っております。法人番号につきましては、記載をいただくというふうなことでございまして、一番始めに申し上げました固定資産税、軽自動車税につきましては、申告がございませんので、毎年申告して課税をしていくという税ではございませんので、この 2 つにつきましてはそのまま個人番号も記載して減免申請をしていただくというふうな手続きになっております。以上説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（後城一雄君）**

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 1 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 1 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は議案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 平成27年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第4、議案第2号、平成27年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第2号、平成27年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,957千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,312,388千円とするものです。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出では、国の補正予算の成立によりまして措置をされましたサイバー攻撃に対します情報セキュリティ対策の緊急支援事業等といたしまして総務費に39,930千円。また、民生費につきましては国の補正予算がらみでございます、1,625千円。農林水産業費につきましては今現在、里漁港の岸壁の関連工事をやっておりますのでこの関連の予算であります、2,976千円を上げております。教育費につきましては1,426千円ということで人件費をそれぞれ計上いたしております。その財源といたしましては、国庫支出金に7,151千円、町債に30,100千円を計上し、一般財源といたしましては普通交付税を8,706千円追加いたしております。

なお、年度末の追加予算であるため繰越明許費の計上も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第2号、平成27年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足して説明をいたします。まず11ページをお願いいたします。3歳出でございます。2款1項3目、財政管理費につきましては、ふるさと納税申込金額の伸びに対する寄付金謝礼の追加でございます、3,845千円の計上でございます。10目の電子計算費につきましては、自治体情報システムの強靱性の向上ということで、今回の国の補正予算で追加された事業でございます。内容につきましては、平成29年7月までに住民情報の流出徹底防止ということで、現在行っておりますメールあるいはインター

ネット等の情報系と総合行政システムの基幹系の分断を、さらに基幹系を LGWAN 系とマイナンバー系に分断する作業。この経費というのが必要になるということで、12 節にその作業経費といたしまして 13,554 千円。18 節に情報セキュリティ強化対策用といたしまして、関連するサーバー、あるいはソフトの購入経費といたしまして 22,226 千円でございます。13 節は、昨年末の国の制度改正で第3子以降の保育料の年齢制限を撤廃して無料化するという多子世帯保育料の負担軽減に関するシステムの改修費の計上でございます。

12 ページにいきまして、3 款 1 項 7 目の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、新年度、平成 28 年度におきまして支給予定の障害基礎年金又は遺族年金受給者に対する臨時福祉給付金のシステムの改修委託料の計上で 525 千円でございます。

13 ページにいきまして、3 款 2 項 2 目、児童運営費でございます。今回の国の補正予算におきまして追加されました保育所等における業務効率化推進事業ということで、やまだ保育園が導入します登園降園の時間を管理する保育システムと事故防止のための監視カメラの設置購入費用に対する助成金といたしまして 1,100 千円の計上でございます。

14 ページにいきまして、6 款 3 項 3 目、水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、現在 26 年度の繰越事業といたしまして、里地区の臨港道路保全工事におきまして工事をやっておりますが、仮設ヤードあるいは仮設矢板の工法変更等によりまして追加工事が必要になったということで、当初予定をいたしておりました 13 節の漁港機能診断・保全計画費を来年度に廻しまして、工事費に追加をいたしております。

15 ページの 10 款 7 項 1 目、学校給食共同調理場費につきましては、12 月の 5 号補正におきまして、職員の給与を誤って過大に減額をいたしております。誠に申し訳ありませんが、今回復活して再度計上いたすものであります。

8 ページをお願いいたします。2 歳入、11 款 1 項 1 目、地方交付税。今回の留保財源といたしまして、普通交付税を追加をいたしております、8,706 千円。15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金につきましては、自治体情報セキュリティ対策費補助基本額といたしまして 11,300 千円の 2 分の 1 で 5,650 千円。2 目の民生費国庫補助金につきましては、2 節の児童福祉費補助金がやまだ保育園が導入する登園降園時間管理システム並びに監視カメラ導入経費補助基本額 1,100 千円に対する 4 分の 3 で 825 千円。保育所等の利用負担軽減に伴う法改正対応業務に対するものとしまして、所要経費の 2 分の 1 で 152 千円。3 節は、障害あるいは遺族年金受給者に対する臨時福祉給付金のシステム改修費用といたしまして全額補助でございまして、524 千円の計上でございます。

10 ページにいきまして、22 款 1 項 6 目、総務債でございます。今回の補正予算に措置されました補正予算債としまして、全体事業費から国庫補助金を控除した残額に 100%の充当ということで 30,100 千円の計上でございます。

3 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費でございます。それぞれ繰越について説明いたします。

2 款 1 項、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、今般の国の補正予算で可決されました所要のセキュリティ対策費でありまして、年度内完成が見込めないということで、完了予定につきましては来年、平成 29 年 3 月末を予定をいたしております。

4 款 1 項の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、2 本ありまして、一つは公共下水道事

業に係る水道管布設工事でございます。これは千綿宿郷一帯の通行規制における迂回路あるいは臨時駐車場等の道路事情によりまして発注が遅延しております。そういうことで年度内完成が見込めないということで、完了予定が平成 28 年 7 月末を予定をいたしております。もう一つは中尾本線改良工事に伴います水道管布設工事でございます。これは道路事業における用地取得に不測の日数を要したということで、年度内完成が見込めないということで、これは平成 28 年 9 月末を完了予定といたしております。

6 款 3 項、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、現在、平成 26 年度予算の繰越工事ということでやっております里地区の臨港道路保全工事におきまして、仮設ヤード設置あるいは仮設矢板の工法変更に係る追加工事が発生いたしております。平成 27 年度予算を流用することとなりまして、その追加工事の年度内完成が見込めないということで、完了予定が平成 28 年 4 月末を予定をいたしております。

8 款 2 項、道路橋梁維持・新設改良費につきましては、大野原高原線の道路用地未買収によります幅員狭小区間において用地交渉等に不測日数を要しまして、年度内の工事発注が困難ということになりましたので、平成 28 年 12 月末を完了予定といたしております。木場本線道路改良工事につきましては、暫定計画として現在の木場本線との交差点計画の詳細設計中でございます。道路選定が未確定ということで工事発注が遅延しておりまして、年度内完成が見込めないということで 28 年 9 月末の完成見込みということでございます。大野原高原線道路改良事業費につきましては、現在国交省及び公安委員会との国道 34 号の交差点協議におきまして、交差点形状の修正の指示がっております。この修正設計協議中でございます。これが年度内完成が見込めないということで 28 年 9 月末の完了予定ということでございます。中尾本線道路改良事業につきましては、一部地権者との協議に不測の日数を要しまして、用地買収が遅延をいたしまして年度内完成が見込めないということで、完了予定が 28 年 9 月末の予定をしております。

5 項の公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、先程申しましたように、千綿宿一帯の通行規制における迂回路、駐車場等道路事情により発注が遅延して年度内完成が見込めないということで、完成が 28 年 7 月末の予定をいたしております。

7 項の太ノ浦周辺用水対策事業につきましては、四川内池の堰底改良に伴います基礎データ収集を目的に追加調査が必要となったということで、工期内完成が見込めないということで 28 年 7 月末を完成予定をいたしております。

8 項の町道里一ツ石線改良事業費につきましては、当該の町道改良区間が迂回路がありませんので、複数の工区の発注をしなければなりません。そういうことで施工時期の調整が必要になるということで年度内完成が見込めなかったということで、完成予定が 28 年の 6 月末の予定であります。町道遠目中央線改良事業費につきましても、当該路線と県道大村嬉野線がそれぞれの改良工事区間の迂回路としての指定をされております。そういうことで施工時期の調整が必要となったということで、県道改良後の発注ということになったため、年度内の完成が見込めないということで 28 年 9 月末を完了の予定といたしております。

10 款 2 項、小学校統廃合事業につきましては、2 つありまして、一つは閉校記念誌が最後の卒業式と閉校記念式の終了を待っての発行となりますので、編集作業の継続が必要になるということで年度内完成が見込めないということで、完了予定が平成 28 年 5 月末を予定をいたしております。

もう一つは、ICT 機器の移設設定作業が教員の増員となりまして、年度内完成、竣工が見込めないということで28年8月末が完成見込みということになっております。

4ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為でございます。町営バス運行業務委託料につきましては、平成27年度、今年度で契約期間が満了をするため、新年度開始に向けまして契約更新事務手続きが必要となりますための限度額の設定でございます。2年間で49,680千円。それからもう一つ、ふるさと納税事務代行業務委託料につきましては、平成28年度からふるさと納税の収納アップに向けまして、その一部をソフトバンクの傘下でございます株式会社さとふると業務連携を図るように予定をいたしております。年度開始前に、株式会社さとふるのふるさと納税寄附金の収納代行業者でありますソフトバンクペイメントサービスを指定代理納付者として指定告示をする必要がありますので、事前に株式会社さとふるとの業務委託が必要となることから債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。今回追加をされました自治体情報セキュリティ強化対策事業に伴います補正予算債の一般補助施設整備事業債としての借入額の限度額、記載の方法、利率、償還方法の記載をいたしております。

1ページの歳入歳出予算補正につきましては、積み上げでございますので省略をいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

11ページの3目、財政管理費の中の8節、報償費の中に3,800千円くらい上がっておりますが、現在の段階でどれくらいの件数が、今ふるさと納税として申し込みがあっているのか、また、金額としていくらぐらいになっているのかお尋ねをします。それと今後の見通しをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

現在までの申込件数と金額ということでございます。2月10日現在の集計でございますが、申込件数が1,859件、申込金額が41,739,152円でございます。

見通しということでございますけれども、今平均1日、100千円から150千円くらい入ってきております。大体3月までに45,000千円ぐらいいくであろうという見込みでおります。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

関連してお伺いします。ふるさと納税は、昨年度は長崎県内の平戸市が全国で一番だったということですがけれども、平戸市におきましても12月に特別に駆け込みがありまして、12月だけで



400,000千円から500,000千円平戸市はあったそうですけれども、東彼杵町は12月だけでどのくらいあったのか。そしてまたピーチ関係の納税が今おっしゃった40,000千円の内にどのくらいあるのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○議長（後城一雄君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

おっしゃるとおりに、12月というのが駆け込み需要ということで多くて、1か月で11,000千円程度でございました。現在までのピーチの申込件数でございますけれども、726件、合わせまして申し込み金額が、29,793,052円でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今のふるさと納税の件なんです、町長にちょっとお尋ねいたしますが、国が以前お金の取り合いについてちょっといろいろ問題があるんじゃないかとでてましたけども、今後は町の取り合いとか全面的になる可能性もでてきたのかどうか、取ったもの勝ちというか、ふるさと納税を。そういう状況になれば、専門に他所の町は置いているところもございませぬけども、ふるさと納税を専門にあたる職員の配置などは考えておられないのか。2点、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目は、確かに競争になっております。しかし、これは総務省も止めようとはしてませんのでそのまま推移するのかなと思っております。いろんな考え方がありまして、自治体によっては、例えば、町内で町内の人を買ってもらってなど、いろんな方法を考えて努力はしておりますので、今後もいろんな戦略でくるだろうと思っております。それはますます激化すると思います。

それから専任をということでございますけれども、まだこのくらいでは専任は考えておりません。今回の補正予算で上げておりますソフトバンクの関係も、若干これもソフト的なこともあります。お金が要りますけども、そういう電算あたりでコンピューターでできるものはどしどししないといけません、配置までというのは考えておりません。できたらそういうものが多くなればまずパートか何かでお願いするしかないだろうと思っております。専任の職員は特に考えておりません。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先程町長は専門的な職員の配置というよりも、平戸とか佐世保の話聞いてみますと、もう外注に出してというかそういったことで、コンサルタントといいますか、そういった専門的な業者に委

託をして収納をしてるという話をちょっとこの間聞いたりしたわけですが、そういうことによって以前は、2、3年前だったか平戸なんかは300,000千円ぐらいで、その次の年は1,000,000千円ぐらい、今年なんかは20何億とか。やっぱり、そういったノウハウをもった方々が取り扱ってくれることによってふるさと納税も収納率が高まってくるような感じがしておりますが、少しでも今後そういった考えがあらわれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、今回の補正でお願いしてます株式会社さとふるは、今、ヤフーだけ入っておりますので、さとふるに入って拡大をしていこうと考えております。

それと40,000千円ぐらいで専任となりますと、半分ぐらいは商品で返すわけですから、それに人件費を当てていたらますます減っていきますので、それはもう少し億とかなっていけば置かないといけないと思っております。

問題は、お礼としてする品物を出していただけるかどうかということなんです。ほとんどのところが道の駅で、もちろんピーチも多いです。あと、町民の方も自信を持って米とか、みかんなんかは出してもらっていますから、そういうものを出していただける商品を増やしてもらえばですね。魚とか今大村湾漁協あたりにも出すように努力をして、長崎俵物みたいなあんなものでいいですから努力をしましょうとしてるんですけども、要するにその商品がないとなかなか上がりません。ですから今回、商品は大きくは変わりませんが、情報を投げかけるのがソフトバンク系列ですので、ここがかなり成果が上がっているという情報も入っておりますので、期待をいたしております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

商品といいますのは、今はネット社会で逆にいったらどこからでも集められるような感じで、できれば東彼杵町の産物がいいんでしょうけども、そういったことで他所も頑張っていると思うし、あるいは商品だけじゃなくて町の方もされていると思いますが、そういった観光に対しての宿泊のあれとか、あるいはポイント制にして、それもされているとは思いますが、そういったいろいろな角度で研究をしていけばもっとですね。それと薄利多売っていいですか、そういった感じで数を扱うことによって、1件の収入額は少ないかもしれませんが、数を扱うことによって全体的をアップされていけばという考え方もあるのではないかと思います、そういった点についてはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ふるさと納税ですが、相手方にどうして伝えるのかというのが一番の問題ですので、伝え方が全くなしでは、ホームページだけではなかなかいきません。うちの一番弱いところは光ファイバーあたりがあればもっと情報発信ができるわけですけども、今フェイスブックとかホームページだけでやっております。あと今、写真によるまちづくりあたりがしております。そういう方あたりがか

なり気付いてやってもらっています。それからピーチが航空券の半額を出すということで、これは日本で初めてしたわけですので、一番人気があるのですが、他所もどんどんやっておりますので、なかなかできません。したがって、職員にも、例えばハウステンボスの1泊2日とか、グリーンツーリズムを始めますのでグリーンツーリズムをさせますよとか、そういうことはできます。今からそこら辺は努力をしていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

3ページの繰越明許費、木場本線道路改良工事事業 41,000 千円。始めてからもう 10 何年間、私の記憶で間違いなければ、毎年とまではいいませんが、ほとんどの場合繰越しできてますね。この 41,000 千円の件は、取り付け工事の部分は確か設計業務をだされたのが昨年 12 月だったと記憶しておりますけども、繰越明許費で毎年、これが普通感覚になっているのではないだろうか。設計にだすのだったらそれをもっと早めに何でだせないんだろうかと思うわけですよ。そうするともう少し工事も進んで行くのではないだろうか。

それと設計の確認ていうかな、設計をしました。設計がきました。中身の確認あたりをする技術系の職員ですね。これ正直な話、東彼杵町は大変弱いと思います。もう少し専門家を 1 人くらいは建設課においてでも、これだけの工事量があるのだから、そしたら工事も進んでいくのではないかなという考えですけど、町長はどうご判断されます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この繰越しは、今回の場合は今おっしゃるように確かに PDCA がよくいわれますけども、早期発注でもっと早くすべきなんです。しかし、これが前年度からずれてきているものですから、どこかで一回区切りをつけないといけないです。一回、前年度で終わったら次は早くだそうと考えるといけないです。それを木場本線の場合はずっと順ぐりできてますから遅れております。したがって、今回はあともう最後の仕事ですので、そのまま自分達でやろうという考え方をしてたんですけども、どうしてもできないということで、秋ぐらいからは設計委託をして、もう一回やり直そうということで組み替えております。今後はそこら辺はなくなっていくと思っております。早めに、今、私も PDCA でこれはもう 3 年ぐらい前からやっております、早期発注ということで常にやかましく言っております。ですから、何で発注を 10 月にするのでこうなるわけですから。4 月に予算がつくわけですから、少なくとも 6 月ぐらいから設計にかかればそんなになりません。用地交渉は別ですよ。ですから、用地交渉も若干あるかも分かりませんが、そういうことがありますので、今後は繰越しにつきましては、早期発注に努めようと思っております。若干やっぱり遅れかげんかなと思っております。

それから技術力でございますけども、確かに職員は優秀な職員がおりますので、別に今は土木関係に関しては不足は考えておりません。それはもう全員が技術系の学校を出た人あたりを充てられれば一番良いんですけども、それぞれ役場の職員というのはオールラウンドプレーヤーですので、何でもやらないといけないので、それぞれ上司の方から部下の方に教育をしながらやっていき

ます。そして、また足りないところはコンサルタントに設計を頼むわけです。後はコンサルでできた品物を今議員がおっしゃるように、理解できるように、あるいは指摘ができるように養成は研修あたりもしております。建設技術研究所あたりにも定期的に研修にやりながらあるいは県の研修、国の研修あたりに参加をさせながら技術力の向上に努めております。増やすのは簡単なんですけども、財源が伴いますので、最小の人数で最大の効果ということで頑張っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

13ページ、3款2目19節の負担金補助及び交付金となっておりますけれども、今度、やまだ保育園の方に監視カメラを補助で付けられるとちょっと承っておりますけれども、この監視カメラの設置についてそういった付けなければならない事例があったのか。そして、あとまた認可保育園としてひまわり保育園と千綿保育園がありますけれども、そこからは要望がなかったのか。どうせ付けるならば3園一緒に付けた方が、なんていいますか、良いんじゃないかなと思っておりますけども。伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

まず1点目の事例はあったのかということですが、今回の分につきましては、国の方で平成27年度の補正予算で新たな制度ができてまして新設がされました。それで各園に対しまして要望はありますかということでしたんですけども、今年度、平成27年度中にやりたいということで手を挙げられたのがやまだ保育園だったということです。そういう事故の事例とかはありません。

主に今回のこのカメラの設置の目的というのが、事故の防止、それから事故後の検証のためのカメラ設置というふうなことになっておりますので、それが主な目的でございます。

それから、後ほかの園につきましては、この事業は来年度もできます。またそちらの方で要望があればとっていきたいと考えています。以上です。

○議長（後城一雄君）

10番議員、堀進一郎君。

○10番（堀進一郎君）

14ページです。15節に今回、保全工事として7,500千円追加の補正をされておりますけれども、現在工事をしている分は、26年度の繰越分の予算を使用しているということで認識しているんですけども、一応今回27年度の新しい予算としては、初めてこの7,500千円追加されたということです。

今までの説明では、この国庫補助が50%あるんだという説明を受けております。そういう中で今

回 7,500 千円に対しての補正財源内訳を見ますと、単独事業の一般財源だけと。今回、国庫補助はないということでありますけども、事実今回 27 年度分の工事について国庫補助がなかったということは、どういうことなんでしょうか。ちょっとその辺を説明して。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは実際、国の補助はございません。2,976 千円というのは、7,500 千円の保全工事を行うわけですけども、その内 4,524 千円は現在国の補助で機能診断・保全計画作成業務委託料をする予定でございましたけども、護岸の方を優先させるということで委託を止めまして工事の方にもっていきます。したがって、残りが 2,976 千円あるわけですけども、今ご指摘のとおり 26 年度の繰越でございますので、補正とはできません。できませんので、これはもう単独しかできません。どうすることもできません。それは工事をしなければなりませんので、予算不足になります。これは、いまさら補助金申請はできませんので、当然単独でやるしかないだろうと思います。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

今回の実状は分かりますけれど、一応それ 26 年度分を併せて一応完成、今年度の 27 年度事業で完成ということになっているわけですか。それとも残工事があるんでしょうか。ちょっとその辺を。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程、財政管財課長が繰越しの方で説明いたしましたとおり、28 年の 4 月までかかって終わります。しかし、繰越事業というのは、繰越しができませんのでこれ以外のやつは 3 月末までに完了をいたします。それ以外の付帯工事が残りますので、それを別途発注工事で今から行いまして、4 月まで、1 か月遅れますけども全て完成する予定で進めてまいります。以上です。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

もう少し確認したいんですけども、残工事の分も今後は国庫補助というものは望まずに単独であるという計画でありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

したがって、残工事につきましては、この 7,500 千円の工事で行います。したがって、繰越ができませんので補助事業は 4,524 千円の分の 50%、後 2,976 千円につきましては補助対象外で進めますので、全て単独ということで進めてまいります。

○議長（後城一雄君）

他に。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

11 ページをお願いします。今回の補正の大部分を占めます電子計算費のところなんですけども、今回そういったことでセキュリティ強化ということで約 30,000 千円のお金を費やしてこういったシステムを構築されるということなんですけども、これはウィルス何かというのはいちごっこでございまして、開発すればさらに上をまたウィルスを作られるということになってるんですけども、その時に万が一ウィルスが入ってもシステムの保全ができるということでクラウドというバックアップシステムがあると思うんですけども、本町のクラウドはどういうふうになっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

クラウドにつきましては、今、RKK サービスと提携をしておりますけども、当初からこのクラウドは入れております。東彼杵町だけではなくて、例えば熊本とか鹿児島。どこかの場所は明らかに聞いておりませんが、そういうシステムは既に最初から導入いたしております。したがって、今回のセキュリティ対策につきましては分離をしますので、その中の一般的なインターネットを使う分にはクラウドは入りませんが、役場の行政のいろんな情報はクラウドということで対応になっていくかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで、現在のところ 3 町とも全部保全システムが全部 RKK なんですよね、幸いなことに。ですから、私がちょっと提案をしたいことをちょっとお話をするんですけども、できればです、現在同じコンピュータ保守システムを RKK でやっていますけども 3 町とも。できればクラウドも 3 町で統一する方法はあると思うんです。そしたら、かなり委託料の節減に私はつながると思います。ですから今後、また大きなクラウドができると思いますもんですから、できればです、3 町でクラウドの統合ということについて今後検討されたらどうかと思うんですけど町長の見解は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務係長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務係長。

○総務係長（村田俊輔君）

RKK は既に ASP サービスというのをやってみて、もう自町にサーバーを置かないで RKK の本社にサーバーを置いて共通で使っていますので、3 町というだけじゃなくて RKK に加盟している自治体は共通のシステムを使っていますので、それは進めているところであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 2 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 2 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議案第 4 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、議案第 3 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 6、議案第 4 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 3 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。提案の理由といたしましては、今回の補正は、27 年度公共下水道事業に関連する水道管移設工事及び町道中尾本線改良工事に関連する水道管布設工事について、年度内の完了が困難であるため、繰越明許費を計上するものでございます。これは、先程も説明いたしましたとおり、水道管につきましては、これは JR の協議が不測の日数を要しまして遅れております。その後、住民の説明会等で迂回路がないという話をしまして併せてこういうことになっております。

それから町道中尾本線につきましては、先程の繰越の願いと同じでございまして、用地交渉の遅延ということでございます。

次に議案第 4 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。これも提案の理由としましては、先程と同じで公共下水道事業におきまして、地元住民との迂回路の工事の計画に伴う日程調整により年度内の完了が困難であるため、繰越明許費を計上するも

のでございますと書いておりますけれども、これも併せまして、前提といたしまして、JRの推進事業を同時施工で行いましたので通行止めができません。そうなりますとなかなか迂回路がとれませんので、どうしても発注ができなかったということが理由でございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第3号、議案題4号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第3号、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第3号、平成27年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、平成27年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第5号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（後城一雄君）

日程第7、議案第5号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第5号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。地方自治



法第 286 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から、北松南部清掃一部事務組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。提案の理由といたしまして、平成 28 年 3 月 31 日をもって北松南部清掃一部事務組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものであります。詳細につきましては、総務係長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務係長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまして総務係長。

○総務係長（村田俊輔君）

議案第 5 号についてご説明いたします。長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてですけれども、現在、北松南部清掃一部事務組合が 1 市 1 町、佐世保市と佐々町となっております。この両者の間で協議した結果、28 年 3 月 31 日をもって同組合を解散することとなりましたので、地方自治法の規定に基づき本議案を提案するものです。

新旧対照表をお願いします。新旧対照表の一番最初のページで別表第 1 とありますが、これは組合を組織する市町村等をここに表示してありますが、そこが改正が入ります。別表第 2、その下ですけれども、第 3 条第 1 号に関する事務。これは退職手当関係ですけれども、これも改正が入ります。それから、その次のページの第 3 条第 9 号、これは非常勤公務災害に係るものですが、ここと、それから一番最後のページの第 3 条第 13 号に関する事務。これは職員の研修に係るものですが、以上の箇所が構成市町の変更により改正を必要とする部分となります。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。質疑ある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 5 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 5 号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

**日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について**

(平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

**日程第 9 報告第 2 号 専決処分の報告について**

(平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

**○議長 (後城一雄君)**

次に日程第 8、報告第 1 号、専決処分の報告について (平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)、日程第 9、報告第 2 号、専決処分の報告について (平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)、以上 2 件を一括議題とします。本案についてそれぞれ説明を求めます。町長。

**○町長 (渡邊悟君)**

報告第 1 号、専決処分の報告でございます。町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、次のとおり平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をするものでございます。契約変更の理由が、平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 契約額の変更。契約変更の方法、これは指名競争入札の契約から随意契約に変更しております。変更前の契約金額が 78,096,960 円。これの変更後の契約金額が、80,618,760 円とするものでございます。契約の相手方は、東彼杵郡東彼杵町里郷 1885、株式会社 中野組、代表取締役 中野幸子でございます。

次に報告第 2 号、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、次のとおり平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) の請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をするものでございます。契約変更の理由が、平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) 契約額の変更。契約変更の方法は、当初が指名競争入札による契約。変更後が随意契約に変更でございます。変更前の契約金額が 84,092,040 円でございます。変更後の契約金額が 86,510,160 円でございます。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷 1662 番地 7、株式会社 朽原建設、代表取締役 朽原保でございます。詳細につきましては、建設課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

**○議長 (後城一雄君)**

町長に代わり建設課長。

**○建設課長 (下野慶計君)**

報告第 1 号につきまして、代わりまして補足説明をいたします。この工事は、防衛施設周辺の環境整備のため道路改良工事を実施しているものです。添付している平面図をご覧ください。図面の左側が中岳方面、右側が太ノ原方面になります。主な変更理由は 3 点あります。まず 1 点目は、当初予定しておりました残土処分地での受け入れが一部できなくなったために残土処分地を変更しております。2 点目に、平面図の左側なんですけど、盛土の法じり部に湧水が確認されたために法止めブロック 47m を追加をいたしております。3 点目は、農業用排水の横断暗渠工 15m と集水枡

3基を追加したこと等によるものでございます。図面の左側No.32付近ですけれども、既設の道路横断排水との関係で今回の工事区間から2.5m減しまして、工事延長は377.5mになっております。工事は今年の1月29日に完成をいたしております。

次に報告第2号、平似田太ノ浦線改良工事(2工区)でございます。平面図をご覧ください。図面右側の町道大野原高原線との交差点が施工区間の終点になります。施工区間の延長は405mで当初と変わっておりません。主な変更理由は、4点あります。一つ目は、切り土法面の処理について土質試験の結果を踏まえまして、モルタル吹付け工175㎡を追加しております。2点目に、個人宅や農地への進入路取り付けのために取り付け道路6か所を追加しております。3点目は、工事区間の中間付近になりますけれども、道路山側に湧水が確認されたために法止めブロックを27mを追加しております。4点目は、河川の取り付け部で暗渠の付け替えが必要となりましたので、ヒューム管600の径ですけれども7mを追加しております。これらのことにより増額となっております。この工事は今年1月21日に完成をいたしております。以上です。

○議長(後城一雄君)

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について

(彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

○議長(後城一雄君)

次に日程第10、報告第3号、専決処分の報告について(彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長(渡邊悟君)

報告第3号、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づきまして、次のとおり彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をするものでございます。契約変更の理由が、彼杵小学校校舎大規模改造工事契約額の変更。契約変更の方法が、当初が指名競争入札による契約を変更で随意契約でございます。変更前契約金額が97,808,040円でございます。変更後の契約金額が101,738,160円でございます。契約の相手方が佐世保市干尽町6番16号、株式会社池田工業、代表取締役池田敏章。以上でございます。詳細につきましては、教育次長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長(岡木徳人君)

彼杵小学校校舎大規模改造工事契約の変更内容についてご説明をいたします。工事の関係図面を添付いたしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。A4の両面刷りで1面に校舎の平面図、その裏面が今回工事の中で追加をいたしました内容の構造図でございます。

変更の内容につきましては、平面図をご覧くださいまして図示いたしておりますけれども、2階の平面図、旧校舎の方になりますけれども、今回、音琴小、大楠小を彼杵小に統合いたしますのでクラス数が増加いたします。現在、4つの空き教室がありますけれども、統合に伴って全て使用する計画であります。現状では、この旧校舎2階の2年1組が使っております普通教室の前に流し台がありませんでしたので、このフロア自体1か所の流し台で供用して使っておりましたが、クラス数の増加に伴いまして流し台を1か所増設をいたしております。

この他工事に付帯しまして、校舎側に防球ネットを設置をいたしておりますけれども、足場設置に伴いまして支障になりましたので、その撤去、再設置を追加をいたしました。

また、一昨年度 ICT 関連でタブレットの導入を当校でもいたしておりますけれども、その際にそれらを投影するプロジェクターの黒板を、新しく既存の黒板に設置をいたしております。この関係で従前からありました巻き上げ式のスクリーン、これがもう現状では使っておりませんので、これらを各教室から撤去をいたしております。また、屋根屋上防水の施工中に高架水槽周辺の配管が非常に腐食しているということでございましたので、設備の方になりますけれども、それらの配管の補修の追加をいたしております。以上のような内容を追加いたしまして変更を行ったものでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告第3号を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成28年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会（午前10時34分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 9月 12日

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一

